トドロキボウル ロッカー使用規程

第１条（趣 旨）

トドロキボウル（以下「センター」という。）に設置するロッカー（以下「ロッカー」という。）は、センター（以下「センター等」という。）を使用する団体及び会員個人の活動用具・物品等を収容し、活動の利便性を 向上させることを目的に設置するものである。

第２条（使用条件）

ロッカーの使用は、長期使用及び短期使用とし、各々次に掲げる条件を満たす団体及び個人は、ロッカーを使用することができる。

（１）本使用規程の内容を熟知し、且つ遵守できること（長期使用及び継続使用に共通）。

第３条（用 途）

ロッカーの用途は、会員個人での活動に必要な道具を収容する。収容するものはすべてロッカー内に納め、鍵を必ずかける。なお、次に 掲げるものを収容してはならない。

(1) 現金及び有価証券
(2) 貴重品(重要な物品、書類、資料等を含む)
(3) 揮発性若しくは毒性のあるもの、又は爆発物等の危険物
(4) 銃砲刀剣類等、又は法令等により所持、携帯が禁止されているもの
(5) 盗品、その他犯罪によって得られたもの
(6) 臭気を発するもの、不潔なもの、腐敗変質若しくは破損しやすいもの
(7) ロッカーを汚損、き損するおそれのあるもの
(8) 精密機器、ガラス・陶器などのこわれやすいもの
(9) その他活動に関係のない物品並びに保管に適さないと認められるもの

第４条（使用時間）

ロッカー収容品を出入可能時間は、センター営業時間内とし、センター休館日に、収容品を出入れする事はできない。

第５条（使用期間）

ロッカーの使用期間は、1 年とする。12 か月（申込月の 1 日から当月を含む 3 ヶ月後 の末日までとする。）単位としする。継続利用可能判断はセンターの判断に従う。

ただし、期間 途中で不要になった場合は、速やかにセンターに申し出、長期使用は申し出のあった月 の末日までに、最終使用日中にロッカー内の物品をすべて撤去し、ロッカーの鍵を返却しなければならない。

第６条（使用の申し込み）

第２条の使用条件を満たす団体及び会員個人で、ロッカーの使用を希望する者は、所定のロッカー利用申込書に使用料を添えてセンターに直接申し込み、使用許可を受けなければならない。なお、申し込み時期は 空きがある場合に順次受付し、申し込み多数の場合は抽選により決定する。空きがある場合に順次受け付ける。

第７条使用料）

ロッカーの使用を希望する者は、下記の使用料を申し込み時に前納しなければならない。なお、一旦前納された使用料は原則返金しない。

＜各種使用料＞ 使用月数　2 個入りロッカー　12 か月　6000 円（税別）　@500 円
3 個入りロッカー　12 か月　9000 円（税別）　@750 円
1,2 個入りロッカー　12 か月　4800 円（税別）　@400 円

＊諸般の事情により、利用料金の変更がございますのでご了承下さい。

＜途中使用料＞

計算方法（途中利用開始時）月途中よりの使用日数 が 15 日を満たない場合は、月額の半分が使用料とする。

第８条（管理責任）

ロッカー内の物品については各使用者（会員個人）が責任をもって管理し、ロッカーの鍵は各 使用者が保管する。なお、使用者が鍵を紛失した場合は、速やかにセンターに申し出、 錠の交換費用を各使用者」（会員個人）3000 円（税別）が負担する。

第９条（物品の撤去等）

ロッカー使用者は、長期使用の場合は使用期間が満了する月の末日までに、ロッカー内の物品を全て撤去しなければならない。また、次の事由が生じた場合は、センター所長の判断でロッカー内の物品を 撤去することができる。

（1）使用期間を過ぎてもロッカー内に物品が放置されている場合

（2）第３条の収容してはならないものに該当する場合又はその疑いがある場合

（3）危険物又は犯罪に使用されるおそれのあるものが収容されている疑いがある場合

（4）センター使用者等の身体、財産に被害が及ぶおそれのある場合

（5）その他、センターが必要と認める場合

上記の各号に該当し、センターにおいてロッカーを強制開錠した場合は、その状況に応じて収容品の開被、廃棄、保管等の必要な措置を講じることができる。

第 10 条（強制開錠による収容品の保管）

使用期間を過ぎてロッカーを引き続き使用されている場合には、センターにおいてロッカ ーを開き、収容品はその内容を確認のうえ、強制開錠の日を含め 60 日間センターの所定の場 所で保管する。保管中の収容品を引き取る場合は、収容物引取申請書（様式第 3 号）を提出しなければならない。なお、60 日経過後も収容品の引き取りがない場合には、使用者が収容品に対する権利を放棄したものとみなし、センターで収容品を処分する事ができる。

第 11 条（使用者の賠償責任）

ロッカーを破損した場合又は他のロッカーの収容品に損害を与えた場合など、使用者がセンター又は第三者に与えた損害は、使用者が賠償の責を負う。

第 12 条（センターの免責事項）

ロッカーの収容品に滅失又はき損等の損害が生じた場合であっても、次の各号に 該当する場合には、センターはその賠償の責を負わない。

(1) 第３条の収容してはならないものが収容されていたとき。

(2) 鍵の紛失又は盗用により使用者が損害を受けたとき。

(3) ロッカーの誤使用によるとき。

(4) 司法権の発動により、関係官公署から収容品を押収又は証拠品として提出を求められた時。

(5) 天災地変その他不可抗力によるとき。

(6) その他センターの責めに帰さない事由によるとき。

なお、第９条及び第 10 条により保管中の収容品にも本条を適用する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

利用者は、前項により本規約の改訂が行われた場合には、改訂後の本規約を遵守することをあらかじめ承諾するものとします。

上記ロッカー利用会員規約を順守いたします。

会員氏名　　生年月日　　年　　月　　日　（男・女）

連絡先住所

連絡先電話番号　（自宅・携帯）

ロッカー利用開始　　年　　月　　日～　　年　　月　　日（新規・継続）

利用ロッカー　　2 個入り・3 個いり・1，2 個入り

受領担当	責任者